

BCP 策定支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市内の事業者（以下、「事業者」という。）が自然災害、大災害、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画（以下、「BCP」という。）策定を推進するために、豊中市（以下「市」という。）と豊中商工会議所（以下「商工会議所」という。）が連携して推進策を実施していくことを目的とする。当該目的を達するため、市は、商工会議所に補助金を交付するものとし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業者とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者
（ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く）
- (2) ビジネス的事業運営に取り組むNPO等
- (3) 前2号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う団体

2 この要綱において、BCPとは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業庁が定める「中小企業BCP策定運用指針～緊急事態を生き抜くために～」に規定する「企業が自然災害、大災害、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画」
- (2) 大阪府が規定する超簡易版BCP「これだけは！」シート
- (3) 中小企業が策定した自然災害に対する防災・減災の事前対策に関する計画のうち、経済産業大臣が認定した事業継続力強化計画

(支援対象者)

第3条 当該支援事業における支援対象者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者は除く。

- (1) 市内事業者 前条第1項第1号又は第2号で掲げる事業者に該当し、かつ市内に本店所在地又は主たる事業所を有し、市税を完納している者とする。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。
- (2) 団体 前条第1項第3号で掲げる団体に該当し、活動1年以上、かつ構成員の3分の2以上の事業者が市内に拠点を有する商業団体等であり、市税を完納している者とする。ただし、納税義務のない任意

団体においては、その代表が市税を完納している者とする。代表が非課税又は免除の場合は、納税しているものとみなす。

(支援事業)

第4条 支援対象者のうち支援申込みをしてきた者に対し、商工会議所はBCPの策定支援を行うものとする。支援事業の具体的内容は、市と商工会議所が協議のうえ、決定するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、支援対象事業にかかる経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち500,000円を限度とし、予算の範囲内で市長が決定するものとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金交付の申込み)

第6条 補助金交付の申込みは、BCP策定支援事業補助金交付申込書（様式第1号）に事業計画書、収支予算書を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の申込みに基づき補助金の交付を決定したときは、BCP策定支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により商工会議所に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 商工会議所は、当該支援事業の完了後、速やかにBCP策定支援事業実績報告書（様式第3号）並びに、決算書及び内容報告書等の関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、当該報告にかかる支援事業の成果が補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、当該実績報告書等の審査を行うことにより調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、BCP策定支援事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により商工会議所に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 商工会議所は、前条の交付確定通知を受けたときは、速やかにBCP策定支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項で定める補助金の額は、第7条に規定する補助金交付決定額を上限とする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を商工会議所に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、商工会議所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部

又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業等以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき
- (5) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(この要綱に定めがない事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

様式第 1 号

令和 年 (年) 月 日

豊中市長あて

申込者 住 所

氏 名

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

BCP 策定支援事業補助金交付申込書

BCP 策定支援事業補助金の交付を受けたいので、BCP 策定支援事業補助金交付要綱
第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申込みます。

記

補 助 金 の 名 称	BCP 策定支援事業補助金
補 助 金 申 込 額	円

様式第2号

豊活産第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

豊中市長 長内 繁樹 印

BCP 策定支援事業補助金交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付けで申込みのありました、BCP 策定支援事業補助金につきましては、次のとおり決定したので、BCP 策定支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金の名称	BCP 策定支援事業補助金
補助金決定額	円

様式第3号

令和 年（ 年） 月 日

豊中市長あて

申込者 住 所

氏 名

（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名）

BCP 策定支援事業実績報告書

令和 年（ 年） 月 日付けで申込み、令和 年（ 年） 月 日
付け豊活産第 号で交付決定されました、支援事業に係る実績を BCP 策定支援事業
補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の名称	
2. 補助金対象経費	金 円
3. 補助金交付決定額	金 円
4. 事業の内容	別紙、決算書及び内容報告書のとおり

様式第 4 号

豊活産第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊中市長 長内 繁樹 印

BCP 策定支援事業補助金交付確定通知書

令和 年 (年) 月 日付け豊活産第 号で交付決定しました補助金の額については、次のとおり確定しましたので、BCP 策定支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

補 助 金 の 名 称	BCP 策定支援事業補助金
補助金交付決定額	金 円
補助金交付確定額	金 円

豊中市長あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

BCP 策定支援事業補助金交付請求書

BCP 策定支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

金 円也

ただし、令和 年（ 年） 月 日付け豊活産第 号に基づく補助金として

.....

なお、上記補助金について下記のとおり振込みを依頼します。

口座振替依頼書

振込先金融機関名	支店
預 金 種 別	当 座 普 通 預 金
振 込 口 座 番 号	NO.
ふ り が な	
口 座 名 義	